

令和4年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和4年5月25日（木）午後2時30分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和4年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 承認第7号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第4 承認第8号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第5 承認第9号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第6 承認第10号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第7 議案第17号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第8 議案第18号 令和5年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について
- 日程第9 議案第19号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事請負契約の締結について
- 日程第11 意見聴取 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事請負契約の締結について
- 日程第12 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 その他 教育長
事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 佐 藤 雅 人

教育総務課長 井 上 克 彦

給食センター課長 松 野 光 広

学校教育課長 郷 通 芳

学校教育課総括主幹 石 野 陽 子

学校教育課主幹 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課主幹 野 口 智 子

生涯学習課長 松 島 孝 明

生涯学習課主幹 佐 藤 文 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましてはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和 4 年第 5 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1 令和 4 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和 4 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りさせていただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 4 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 日程第 2 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、加木屋委員よろしくお願い致します。

日程第 3 承認第 7 号 令和 4 年度瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第 3 承認第 7 号 瑞穂市教育支援委員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 3 承認第 7 号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、瑞穂市教育支援委員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第 2 項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和 4 年 5 月 25 日提出、瑞穂市教育委員会教育長服部照。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 以上の説明につきましてご質問等ありますか。

○**森下委員** 全員継続の委員ですか。

○**学校教育課長** 小中学校長の代表、特別支援教育担当の指導教諭、教諭以外は継続です。

○**教育長** その他ご質問等ございませんか。

ご質問等がないようなので、異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

日程第4 承認第8号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第4 承認第8号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 承認第8号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市教育支援センター条例（平成21年瑞穂市条例第16号）第5条第2項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご意見ご質問はございませんか。

ご質問等がないようなので、異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

日程第5 承認第9号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第5 承認第9号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第5 承認第9号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市子ども・子育て会議委員に別紙の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子ども・子育て会議委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** 新たな委員の任期は残任期間という認識でよいか。

○**幼児教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他、ご意見ご質問はございませんか。

ご質問等がないようなので、異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

日程第6 承認第10号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第6 承認第10号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 承認第10号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第2項の規定により、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご意見ご質疑等はございませんか。

ご質問等がないようですので、全委員異議なしと認めます。承認第10号について、原案のとおり承認とします。

日程第7 議案第17号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第7 議案第17号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 議案第17号 瑞穂市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第9号）第5条第2項の規定により、瑞穂市学校運営協議会委員を委嘱するもの。市では学校運営協議会を立ち上げてこれで4年目になりました。委員の上限は30人です。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 学校運営協議会委員は、草刈り、芝刈りなどのボランティア活動も可能でしょうか。

○**学校教育課長** 学習支援部会、環境整備部会など各学校で部会を立ち上げてボランティア活動を実施していますので、ご賛同頂ければ可能だと考えます。

○**大平委員** 芝生の管理等をボランティア活動として実施しようとする、4月の委嘱が望ましいが可能でしょうか。

○**学校教育課長** 当年度の人事異動後に委員が確定するため難しいです。名簿のメンバーの他にも部会がありますので、そのメンバーでの活動は可能かと思いません。

○**森下委員** 4月に委嘱できれば委嘱期間も延び、学校の運営方針説明も早期にでき、活動期間も長くなるのでいいと思いますが難しいでしょうか。また、任期

はいつまでですか。

○**学校教育課長** 任期は各年度です。委嘱時期については検討します。

○**加木屋委員** 今年度の会議などの開催予定はわかりますか。

○**学校教育課長** 今後検討されますが、部会を運営していくうえで開催回数も異なりますので開催回数の決まりなどはありません。

○**教育長** その他、ご意見ご質問等よろしいでしょうか。

ご意見ご質問等がないようですので、全委員異議なしと認めます。議案第17号については、原案のとおり可決することとします。

日程第8 議案第18号 令和5年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について

○**教育長** 日程第8 議案第18号 令和5年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第8 議案第18号 令和5年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項を別紙のとおり定めることについて瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）第3条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項を別紙のとおり定めることについて瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）第3条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ただいまの説明につきましてご質問ありましたらお願いします。

○**大平委員** 説明会開催の校区の振分は応募人数による実績からですか。

○**学校教育課長** 登園している園児数等より密にならないように配慮をしています。

○**教育長** その他、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

ご質問等がないようですので、全委員異議なしと認め、議案第18号については、原案のとおり可決することとします。

**日程第 9 議案第 19 号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令
について**

○**教育長** 日程第 9 議案第 19 号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第 9 議案第 19 号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について令和 4 年 5 月 25 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市立保育所運営規程において、苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を追加するため、改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 今回の改正は、苦情が増えている状況に対応するものなのかまた、苦情の内容を教えてください。

○**幼児教育課長** 要綱には苦情に関する規定はありましたが、運営規程に記載されていなかったため追加するものです。苦情の内容としては、保護者が求める保育が提供されないことへの不満や伝達の聞き間違いや言い間違い等いろいろなトラブルがあります。ご意見や不満を各保育所真摯に受け止めて対応させていただいています。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

全委員異議なしと認めます。議案第 19 号については、原案のとおり可決することと致します。

**日程第 10 意見聴取 瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事請負
契約の締結について**

○**教育長** 日程第 10 意見聴取 瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事請負契約の締結について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 10 意見聴取 瑞穂市立中小学校大規模改造（老朽）工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和4年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○加藤委員 児童が快適に過ごせるように整備をお願いします。

○教育総務課長 わかりました。

○教育長 その他、ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認めます。日程第10 意見聴取については終了します。

日程第11 意見聴取 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事請負契約の締結について

○教育長 日程第11 意見聴取 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事請負契約の締結について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第11 意見聴取 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和4年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 前回の定例会時の計画との変更はありますか。

○教育総務課長 変更はございません。

○教育長 その他、ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認めます。日程第11 意見聴取については終了します。

日程第12 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に

ついて

○**教育長** 日程第12 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第12 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和4年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 保健体育費、需用費、修繕料 100万円、管理委託料 563万2千円は、サンコーパレットパークの植栽の管理ですか。

○**生涯学習課長** そのとおりです。

○**大平委員** 文化財等管理費補助金の内容を教えてください。

○**生涯学習課長** めぐみ地蔵の催事用のポール立ての設置費と白鳥神社のイチョウの木が強剪定をするものです。

○**森下委員** 教育費の財源補正の内容を教えてください。

○**教育総務課長** ヘルプデスク運営補助金とICT授業環境高度化推進事業によるものです。

○**教育長** その他、ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認めます。日程第12 意見聴取については終了します。

日程第13 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第13 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第13 意見聴取 瑞穂市長期継続契約を締結することがで

きる契約を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長服部照。提案理由、幼児や児童生徒が授業等を通じて外国人との交流、活きた英語の学習、コミュニケーション能力の育成を図るための外国語指導助手の派遣業務について、外国語指導助手の安定的な学校等への派遣をするため、市条例の改正を行う必要があるため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 大平委員 5年ではなく3年とする理由は何か。
- 学校教育課長 3年が妥当と考える。
- 大平委員 評価の良い人も悪い人も3年間固定ですか。
- 学校教育課長 契約には、協議のうえ変更可能という記載もあります。実際に派遣会社の方からALTの現場での実績について校長等に評価を求めるような動きもありまして、そういった定点観測のポイントだけではなくて、日々の生活の中でALTについて気になることが学校内であれば担当に報告が上がってきて、教育委員会を通して派遣会社にこの学校のALTのこういうところが気になるので、派遣会社で研修をしっかりと行ってくださいというやり取りもさせていただきます。
- 教育長 その他、ご質疑ございませんか。
全委員異議なしと認めます。日程第13 意見聴取については終了します。

日程第14 教育長の報告

- 教育長 日程第14 教育長の報告です。
市では、明るさ・元気を連想させるひまわりを世界平和・復興支援のシンボルと位置付け、瑞穂市ひまわりプロジェクトを実施します。小学校、中学校、幼稚園、保育所も含め3,200個ほどの種を希望されております。
平和の推進の一環として、市内の小学生が平和への祈りを短冊にして、総合センター、市民センター、穂積庁舎、巢南庁舎の4か所に短冊を飾るということで、各小学校から30枚ほど笹に飾るというような試みに協力をいただいているとい

うことをご承知おきください。

日程第 1 5 その他

○**教育長** 日程第 1 5 その他です。

事務局長から順にお願いします。

○**事務局長** 臨時議会において、教育委員会が要求した 4 2, 7 1 4, 0 0 0 円の補正予算は要求通り議決をいただきました。財源はすべて国からの新型コロナ対策臨時交付金です。議員からは、意見、要望としては保護者メールのバージョンアップをするにあたり学校、保護者の双方の負担軽減につながるように情報化の推進を行ってほしいということと、サンコーパレットパークに健康遊具として背のばしベンチを設置することに関連し、公園以外の施設にも健康遊具の設置をできないかというご意見をいただきました。西、中、南のふれあい広場と生津ふれあい広場での検討をしていますが、スポーツ関連施設は競技でも使用しますので、危険が伴うことも想定し慎重に検討する必要があります。また、市としてはウォーキングのまちを目指しており、校區別にウォーキングコースの設定を考えておりますので、コースの中に設置できるようなところがあれば併せて検討していくということで答弁しました。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にございません。

○**教育長** 給食センター課長

○**給食センター課長** 給食センターから 3 点報告があります。

1 点目は、指を裂傷する公務災害の発生の報告がありました。

2 点目は、異物混入事案が 2 件発生しました。どちらも給食センターでの調理ではなく、業者が個別配送したもので発生しております。各業者からは、仕込み場内での戸棚内の清掃を徹底する、検品作業員と梱包作業員の 2 か所で確認をするという改善報告を受けております。県内の異物混入事案の報道もあることから、調理員には改めて異物混入について注意していただくよう徹底しております。

3 点目は、6 月 4 日（土）、5 日（日）にサンコーパレットパークにおいて午前 1 0 時から午後 4 時にキッチンカーマルシェみずほピクニックが開催されます。7 年前に巢南中学校の生徒が給食献立コンテストで考案した給食の献立にもある、

「富有柿のミルフィーユカツ」を販売する予定です。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** コロナ禍の対応ですが、5月も2つの学校の1クラスずつ2日間学級閉鎖をしました。まだ安心はできませんが、感染拡大は収まっており、現状維持ではないかと思っています。

運動会や体育祭が各学校で始まっています。開催日を学年ごとに分散したり、種目のやり方を密にならないように工夫したりではありますが開催できることをありがたいと思います。子どもたちも保護者の方も喜んでいるのではないかと思っています。ちなみに今年は市内小中学校全校で水泳の授業をやるということで、少しずつですがコロナ禍での授業のありかたが定着してきたかと思っていますが、マスクを外す、水分補給の時間を取り水分補給を行うなどの熱中症対策の徹底をしながらおこなわなければならないかと思っています。文部科学省の方針、感染予防の徹底を図りながら周知したいかと思っています。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 新型コロナウイルスの状況ですが、幼い子どもたちの感染の拡大は落ち着かない状況です。新年度に入ってから状況としては累計で81名となっております。

新聞紙面でも休園、クラス閉鎖などを余儀なくされる保育所、子ども園が散見されるようになってきています。市も先週から今週にかけてクラス閉鎖を行わなければならない複数名の感染者がみられたということで、園医、保健所、教育長、事務局長と協議させていただいたうえで、子どもの安全を考えクラス閉鎖という措置をとっております。その都度PCR検査等を実施していますが、マスクが上手につけられないということから感染者が増えているということも考えられますが、その中でマスクを外していいという報道がされると、どのように対応すれば感染が防げるのか本当に困ってしまいます。現場の感覚としてはこの状況でマスクを外してもいいよというのはなかなか言いづらいというのが正直なところであり、今後もいろいろと注意をしながら、手指消毒の徹底や感染症対策を十分に実施したうえで保育所の運営をしていきたいかと思っています。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 給食センター課長からも説明のありましたみずほピクニックの

チラシをお配りさせていただきましたので、もしお時間があれば一度足を運んでいただけるとありがたいということでご紹介をさせていただきます。

2点目ですが、5月12日に群馬県みどり市の総務文教常任委員会がサンコーパレットパークの視察にお見えになりました。みどり市で同様の施設を計画されているということで瑞穂市議会事務局を通じて紹介がありましたので視察の申出をお受けいたしました。

○教育長 全体を通して、質問等よろしいでしょうか。

ないようなので、次回の教育委員会会議の開催について確認させていただきます。第6回定例会の開催は、6月30日（木）午後2時からです。続きまして、7月の定例会でございますが、7月22日（金）午後2時からでよろしくお願ひします。

閉会の宣言

○教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和4年第5回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時23分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月25日

瑞穂市教育委員会 教育長 服部 照

委員 加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。